

## 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により、次の法人を農地中間管理機構として指定しました。

平成 26 年 3 月 31 日

- 1 農地中間管理機構の名称  
財団法人 長野県農業開発公社
- 2 住所  
長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地の 2
- 3 農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地の 2
- 4 農地中間管理事業の開始の日  
平成 26 年 7 月 1 日